

## (仮称) 健都ライブラリー建設工事基本設計業務事業者選定会議設置要領

### (目的)

第1条 本市が実施する(仮称)健都ライブラリー建設工事基本設計業務を委託する事業者を選定するため、(仮称)健都ライブラリー建設工事基本設計業務事業者選定会議(以下「選定会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公募に使用する仕様書等に関する事項
- (2) 事業者を選定するための選定基準に関する事項
- (3) 事業者の選定に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 選定会議は、都市魅力部長、健康医療部長、都市計画部長、地域教育部長及び公共施設最適化担当理事で構成する。

- 2 委員の選任期間は、選任された日から、本業務委託に係る契約締結日までとする。

### (委員長)

第4条 選定会議に委員長を置き、健康医療部長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 選定会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

### (部会)

第6条 専門的な意見を聴取するため、選定会議に部会を設置する。

- 2 部会は、委員5人以内で構成する。
- 3 部会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 第3条第1項に規定する委員又は同委員が推薦する者 2人以内
  - (2) 建築、図書館運営又はスポーツ健康科学に関する知見を有する外部有識者のうちから市長が選任する者 3人以内

- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 6 部会で意見等を聴取する事項については、第2条各号に掲げる事項とする。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第7条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、健康医療部北大阪健康医療都市推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定会議の構成及び運営に関し必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

この要領は、平成28年7月8日から施行する。